**作成上の留意事項**

**Ｃ　資金計画**

**９．事業費・資金調達内訳等一覧表**

(1) 定期借地権契約の場合の一時金・補償金等の初期費用は、用地費に計上すること。

　　　開設前の地代は、法人事務費に計上すること。

(2)　法人事務費には、調査関係費（測量費・地質調査費）、募集関係費、開設準備関係費

（研修費・人件費）、土地関係費（開設前地代）、公共負担金、租税公課（不動産取得税・登録免許税・収入印紙代）、期中金利（○○銀行借入利息）、予備費等想定される支出をもれなく記入すること。

　　　なお、併設事業がある場合は、個々に積み上げ、不可能なものは、面積で按分すること。

**１３．工事事務費見積書**

(1)　工事事務費は、基本設計・実施設計・監理業務の内訳のある見積書とすること。

(2)　工事事務費の補助対象は内示以降の契約（業務）であり、内示前に行う基本設計等の業務については補助対象とならないので、別契約とすること。

(3)　基本設計の契約を既に締結している場合は契約書の（写）を提出すること。

**１４．工事見積書**

　　工事見積書は、次の項目区分まで記入すること。

**○補助対象工事**

(1)　直接工事費

ア　共通仮設費

イ　建築工事費

①直接仮設工事②土工事③杭うち業④鉄筋コンクリート⑤鉄骨⑥煉瓦ブロック⑦防水⑧屋根⑨石⑩左官⑪タイル⑫木⑬金属⑭木製建具⑮金属建具⑯ガラス⑰内装⑱雑工事

ウ　電気設備工事費

①受変電②自家発電③蓄電池④幹線⑤電力⑥電灯コンセント⑦照明器具⑧電話⑨拡声⑩テレビ共聴⑪ＩＴＶ⑫防犯⑬ナースコール⑭カードシステム⑮火災報知⑯防排煙

エ　空調換気設備工事費

①冷熱源機器②空調機器③配管④空調ダクト⑤換気⑥自動制御

オ　給排水衛生設備工事費

①給水②給湯③排水通気④衛生器具

カ　スプリンクラー設備工事費

キ　昇降機設備工事費

ク　浄化槽設備工事費

ケ　介護用リフト等

①介護用リフト②特殊浴槽

**○補助対象外工事**

その他対象外工事費（補助対象外の工事）

①緑化・植栽・造園

②外構工事③土地造成④擁壁工事⑤解体撤去工事⑥仮設工事

※補助対象工事と補助対象外工事を一本工事として発注する場合は、それぞれの合計が分かるようにし、諸経費率は同一にすること。

**１５．工事工程表**

(1)　設計から建物の竣工まで、月単位で出来高を確認できる工程表を作成する。

(2)　工程表には、出来高曲線を明示すること。

(3)　なお、２か年以上の事業になる場合は、各年度末の工事出来高（％）が分かるようにすること。（初年度については、余裕を持った出来高とすること。）

**１６．初度備品見積書**

(1)　「１３．工事見積書」に含めることができる設備は、施設整備と一体的に整備され、かつ固定されるもの及び整備に当たり施設設計等に影響を及ぼす初度設備（例：大型冷蔵庫等厨房機器、洗濯乾燥設備、非常通報装置等）である。

(2)　(1)以外の備品は、工事契約とは別契約とし、その見積書を提出すること。

**２２．借入金償還計画一覧表**

　　下記区分毎に、法人の既存借入れ及び今後の借入れ予定について、すべて記入のこと。



**Ｉ　用地**

**５３．案内図・住宅地図**

(1)　最寄駅からの経路がわかる住宅地図等。

(2)　最寄駅と計画地までの経路に太線でマーキングすること。

(3)　最寄駅から計画地までの交通手段（バス、タクシー、徒歩等）と所要時間を記載すること。

例　　○○線 △△駅より バス××前下車 徒歩●●分　　又は

□□線 ★★駅より タクシー☆☆分

(4)　住宅地図は、計画地を中心として周辺状況が分かるものにすること。

(5)　案内図には、協力病院・歯科医院の位置、距離、所要時間も記載すること。

**Ｋ　設計図面等**

**６７．建物配置図**

(1)　平面図とは別に作成すること。

(2)　敷地境界線、接道状況、歩行者用通路、駐車場等の建物以外の施設についても明記すること。

**６８．各階平面図**

(1)　平面図は、各階ごとに作成すること。

(2)　図面上には面積基準のある部屋（療養室・食堂・機能訓練室等）については、有効面積（内法）についてもカッコ書きで記入すること。また、廊下・バルコニーの幅を記入し、面積についてはどこまでをその用途でみているか、分かるようにすること。

(3)　図面上に手すりを設置する位置を図示すること（別紙可）。

(4)　療養室・トイレ及び浴室の詳細図面を別途作成し、車椅子動線の確保状況を図示すること。

(5)　窓、扉の形式（開き又は引戸）、柱及びパイプスペース等必要なスペースを表記すること。

(6)　基本的に２００分の１以上の図面とすること。

(7)　通所リハ部分を表示すること。

(8)　併設の施設がある場合は、施設区分に従って色分けし、専用・共用の別が分かるように表示すること。(通リハは老健部分に含める）

**７０．求積図・求積表**

(1)　面積基準のある部屋について、部門別面積表を参照し、内法・芯々それぞれ作成すること。（別添参照）